

平成23年第2回新居浜市農業委員会農政部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成23年2月7日(月曜日) 14:30～15:40
(2) 会議の場所 新居浜市庁舎 5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 15人

第1番	篠原 修	第10番	池田 繁
第2番	神野 敬二	第11番	野口 徹司
第3番	鴻上 孝志	第12番	高橋 征三
第5番	小野 雄基	第13番	藤田 幸正
第6番	桑原 梅信	第14番	藤田 平夫
第7番	神野 幸雄	第15番	加藤 良一
第8番	仙波 憲一	第16番	岡田 雅夫
第9番	岡田 宜近		

(2) 欠席委員 1人

第4番 河端 廣

(3) 農政部会委員外委員 2人(農地部会委員)

農地部会長 小野 輝雄 農地部会長代理 白鳥 誠二

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 原 正英 事務局次長 岡野 雄二
主幹 神野 眞一 農政係長 林 洋一

4 傍聴者 0人

5 会議に付議した事項

議案第1号 建議書の作成について



6 議事

14時30分開会

藤田部会長

皆さん、こんにちは。今年の冬は思いのほか寒い日が続きましたが、立春を過ぎ、少し暖かく感じられるようになったこの頃でございます。そういった中、第2回農政部会にご出席いただきありがとうございます。

それでは、ただいまから平成23年第2回新居浜市農業委員会農政部会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において岡田宜近委員と池田繁委員を指名いたします。御両名よろしく願いいたします。

本日は、御案内しておりましたとおり、前回の部会に引き続きまして「建議書の作成について」を議題といたします。

建議書の作成については、11月と1月の部会で、委員さんから意見を出していただき検討して参りました。1月の部会にて、大きな項目は、担い手育成確保、地産地消と食育の推進、有害鳥獣駆除対策、農業基盤の整備の4項目で決定いたしました。文章は、箇条書きに整理した方がよいのではというご意見がありま

した。

本日は、委員さんのご意見を参考にして箇条書きに整理した原案を作成いたしましたので、まず、事務局から説明をいたさせます。

林農政係長
藤田部会長
林農政係長

(挙手) はい。

どうぞ。

失礼いたします。

事前に委員さんには送付しております建議書の原案を朗読します。

新居浜市農業施策に関する建議について

我が国の農業情勢は、農産物の輸入増加による価格の低迷、農業従事者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の増加、食料の安全性の確保など様々な課題を抱えております。

こうした中、平成21年12月には、食料の安定供給を図るため、農地の効率的な利用の促進、農地の面的集積の促進、遊休農地対策の強化等による優良農地の確保に向け改正農地法が施行されました。

新居浜市においても、農業従事者の高齢化による担い手の減少、有害鳥獣の被害等による生産意欲の低迷により耕作放棄地が増加するなど、農業経営はきわめて厳しい状況となっております。

このことから、新居浜市農業委員会として今後の本市農業を持続・発展させるにあたり、担い手の育成・確保、地産地消の推進を中心とした地域農業が確立されるよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議します。

1. 担い手の確保・育成

本市農業は、小規模兼業農家が大半を占めており、農業従事者の減少と高齢化等による担い手不足により耕作放棄地が増加傾向にある。耕作放棄地の発生防止及び解消するには小規模兼業農家への支援と担い手の育成・確保を行い農地の有効利用の促進を図ることが不可欠である。このようなことから次の施策を講じていただきたい。

(1) 認定農業者等の担い手の経営能力の向上、農業関係資金制度の積極的な情報提供等、農業経営確立に向けた支援を図ること。

(2) 農業後継者や定年就農者等の新規就農者の確保に努め、農業経営・技術習得のための研修会開催及び相談体制の充実を図ること。

(3) 農業経営の法人化は、持続可能な農業経営を行ううえで重要な方策であり、共同機械利用者部会が活性化して組織化するようオペレーターの確保・育成等について関係機関と連携すること。

2. 地産地消と食農教育の推進

地元農産物の消費拡大のため、農産物直売所「あかがね市四季菜広場」等での販売、学校給食での活用等されているが、十分に利活用されていないので次の施策を講じること。

(1) 農産物直売所「あかがね市四季菜広場」の更なる整備とPR活動を充実させて地元産農産物の消費拡大が図れるよう支援すること。

(2) 地元農産物及び加工品のブランド化について関係機関と連携して取り組むこと。

(3) 学校給食における地元農産物の使用状況は不十分であるので学校栄養士等の関係者と協議し一層の利活用を図ること。

(4) 農業や食の重要性を認識するよう農業体験学習等を通じて地域の安全・安心な農作物への理解を深める食農教育の推進に努めること。

3. 有害鳥獣駆除対策の強化

有害鳥獣による農産物の被害が頻発し農業者の生産意欲を減退させ耕作放棄地の増加の一因となっているので次の施策を講じること。

(1) 新居浜市鳥獣被害対策協議会において、有害鳥獣の適切な個体管理及び農作物等の被害状況を把握した上で、有害鳥獣捕獲体制を図ること。

(2) 農業者が取り組める防除対策にも限界があるので、新居浜市鳥獣被害防止計画に基づき行われている猟友会による駆除・捕獲、箱わなの貸し出し等への支援策を強化すること。

(3) 猟友会の会員は減少傾向であり、会員を確保するため、イノシシ等捕獲に係る狩猟免許取得・更新に対する経費の助成措置を講じる等の支援を図ること。

4. 農業生産基盤の整備

効率的な農業経営を推進する上で不可欠な農道・用排水路・ため池等の農業用施設の老朽化が進行している。関係団体及び関係者と協議を行い、優先順位を付けるなど計画的に維持管理を行えるよう、国や県に予算要望するとともに市の助成施策の充実にも努めること。

以上です。

ありがとうございました。

この建議書は、3月末の総会で、農地部会員も含めた全委員さんに諮りますので、この会で、ご意見を出していただきまして、来月の部会で、まとめなければ総会で諮れません。是非とも皆さん方にご意見を出していただきたいと思います。

4項目ありますので、まずは、1. 担い手の確保・育成についてで、文章の文言・表現等の変更も含めまして、何かご意見等ございませんか。

(挙手) はい。

どうぞ。

(1) についてですが、「認定農業者の経営課題等、課題解決に向けた経営改善計画の支援指導・支援策の強化を図る」というのはどうでしょうか。

経営改善計画というのは、どういった事でしょうか。

(挙手) はい。

藤田部会長

神野敬二委員

藤田部会長

神野敬二委員

藤田部会長

神野敬二委員

藤田部会長 どうぞ。
 神野敬二委員 経営改善計画を立てて欲しいという事です。
 小野輝雄委員 (挙手) はい。
 藤田部会長 どうぞ。
 小野輝雄委員 認定農業者になる時は、5年間の経営計画書を出すので、その時に、きちりとした指導をなさいたいという事でしょうか。
 神野敬二委員 (挙手) はい。
 藤田部会長 どうぞ。
 神野敬二委員 その通りです。
 藤田部会長 建議書案では、認定農業者等の担い手の経営能力の向上となっておりますが、具体的に認定農業者と特定するのですか。
 原局長 (挙手) はい。
 藤田部会長 どうぞ。
 原局長 要は、改善計画に沿った指導や支援をして欲しいというような表現に替えるという事ですね。
 岡田雅夫委員 (挙手) はい。
 藤田部会長 どうぞ。
 岡田雅夫委員 認定農業者として、今、特にこうして欲しいという要望はないのでしょうか。
 神野敬二委員 (挙手) はい。
 藤田部会長 どうぞ。
 神野敬二委員 認定農業者の方に、アンケートをしてみたらどうでしょうか。
 原局長 (挙手) はい。
 藤田部会長 どうぞ。
 原局長 認定農業者さん全員にアンケートを実施するには、時間が足りませんが、農業委員さんで認定農業者の方には何う事はできます。又、役員さんから要望を出してもらう事はできます。先程、岡田雅夫委員が言われた要望というのも、大まかにはわかると思います。
 補助金的な形での要望はできませんが、関係団体を含めてこうして欲しいという内容でまとめる方が良い気がします。
 鴻上孝志委員 (挙手) はい。
 藤田部会長 どうぞ。
 鴻上孝志委員 認定農業者になると、設備などの補助はどうなるのですか。
 藤田部会長 資金制度はあるのですが、認定農業者にならなければ、借りられません。
 以前は近代化資金があり、農協組合員なら借りる事ができたのですが、今は、認定農業者に限られます。
 岡田雅夫委員が言われた、具体的に認定農業者の経営改善計画は、建議書案の中で、認定農業者等とあり、農業者・認定農業者も含めて経営能力向上・農業経営確立に向けた支援を図って欲しいという事は、大きくは捉えております。
 神野敬二委員が言われた事も、その内の1つの具体例となり、これも、大きくは捉えて含まれていると思います。
 その他に、1の担い手の確保・育成について、ご意見等ござい

ませんか。

(3) 農業経営の法人化は、持続可能な農業経営を行う上で重要な方策であり、共同機械利用者部会が活性化して組織化するようオペレーターの確保・育成等について関係機関と連携することとありますが、(3)は共同利用者部会に特化してという事ですので、文言を、「共同機械利用者部会等が活性化して組織化するよう育成等について関係機関と連携」というように、オペレーターと限定せず、団体も含めて組織化するよう、それに係る関係機関と連携を取って欲しいというようにしてはどうか。その方が、大きく捉えられて良いのではないかと思いますので、1つの意見として提案します。

仙波委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

仙波委員

共同機械利用者部会と、他の農業団体とは、別にしたほうが、分かりやすくいいと思います。

小野輝雄委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

小野輝雄委員

目指す方向として、出来るか出来ないかは別として、集落営農の事も1つ入れるようにしてはどうか。

文言としては、新しく加えても、今あるものに組み込むようにしてもいいと思います。

藤田部会長

今ある、共同機械利用者部会の組織だけでなく、他で、農業法人の様なものを立ち上げることも、1つの組織化であり、農業経営が強くなるのではないかと思います。

特に、共同機械利用者部会というのは、現在、市内に11部会ありますが、非常にバラつきがあります。その中で、頑張っている所の人に聞いても、組織や連携といった話は全く出ないそうです。

我々としましては、そういった事が1つからでも出来てくれば良いと思い、組織間の連携も含め、新しい団体も出来るように育成していけばいいかと思い、提案しました。

小野雄基委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

小野雄基委員

認定農業者等の担い手育成の所で、遊休農地対策も含め堆肥助成の予算を取ってもらうという考え方はどうでしょうか。

安心安全な野菜作りという事で、農薬はなるべく使わないように、堆肥助成は要望で入れられないでしょうか。

担い手育成の助成・有機農業の向上という様な事で、施策として入れてもらいたいと思います。

藤田部会長

それは、農業の安定経営確立の中の1つには含まれます。

岡田雅夫委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

岡田雅夫委員

補助金的には、軽油の免税はありますが、それ以外は無かったと思います。

小野雄基委員

(挙手) はい。

藤田部会長 　　どうぞ。
小野雄基委員 　　担い手育成の為に、助成ができるような施策をしてもらいたいと思います

藤田部会長 　　事実、今は担い手育成に対しての支援はありません。
小野雄基委員 　　（挙手）はい。
藤田部会長 　　どうぞ。
小野雄基委員 　　例えば、現物支給という形でも、掛かる費用の何割かでも助成してもらえるようになればと思います。

藤田部会長 　　今は、建議書についての話し合いで、ある程度大きな括りで考えて頂けたらと思います。その中で、個々に要求していく時に小野雄基委員の意見も参考にできたらと思います。
　　今回の建議書は、箇条書きにした事もあり、以前のものより中身が具体的になっています。
　　皆さんが出してくれた意見につきましても、経営改善計画や認定農業者も含めた担い手の経営能力の向上や、安定経営確立に向けた支援などの中で、また個々に要望していきたいと思います。
　　建議書の段階では、中身を絞りすぎない方がいいと思います。

神野敬二委員 　　（挙手）はい。
藤田部会長 　　どうぞ。
神野敬二委員 　　それでしたら、その項目の下に、さらに1，2などという様に要望を付け加えたらいいのではないのでしょうか。

岡田雅夫委員 　　（挙手）はい。
藤田部会長 　　どうぞ。
岡田雅夫委員 　　今までは機械化にすることでコストダウンしてきましたが、機械化にはもう限界が来ていると思います。
　　お米も昔とは違い、多く収穫する事は望まれていませんので、今までの8割採るとしても、肥料や消毒代も高く、必要な経費の中でどれだけ節約できるのかが大事になっていますので、作付計画等を確立した方がいいのではないかと思います。

仙波憲一委員 　　（挙手）はい。
藤田部会長 　　どうぞ。
仙波憲一委員 　　今日出た意見等は、「例えば〇〇」という形で付けたしておき、3月の総会で決めればいいのではないですか。

藤田部会長 　　今回の部会で、建議書の中身を決定するのではなく、今日出た意見を総会で皆さんにお示ししますので、多くの意見を出していただければと思います。

原局長 　　（挙手）はい。
藤田部会長 　　どうぞ。
原局長 　　皆さんからの、色々な意見が必要です。沢山の意見が出れば、それを羅列してお示ししてもいいと思いますので、とにかく沢山の意見を出して頂きたいと思います。原案を作るためにも、ご協力よろしくをお願いします。

藤田部会長 　　続きまして、2. 地産地消と食農教育の推進について、ご意見等ございませんか。

神野敬二委員 　　（挙手）はい。

藤田部会長
神野敬二委員

どうぞ。

(3) 学校給食についてですが、以前の部会でも旬の野菜の利活用の話があったと思います。

旬の食材を上手に学校給食で利活用できるように、施策に入れてはどうでしょう。

藤田部会長

直販所や学校給食の食材についてもですが、あかがね部会員さんは増えていますが、以前から言われているように、作物の安定供給が弱いのではないかと思います。

地産地消を進める上で、直販所や学校給食への作物の供給は大切です。

その為には、まず、安定供給出来る為の体制確立に向けた、農協や市の関係機関の支援や働きかけも必要ではないでしょうか。

いくら、学校給食に旬の食材を利活用して欲しいと言っても、安定的に供給されなければ、利用する学校給食側としても難しいと思います。

まずは、直販所も含め、安定供給というところを伸ばすべきではないかと思います。

小野輝雄委員さん、あかがね部会の生産者の1人として、どう思いますか。

小野輝雄委員
藤田部会長
小野輝雄委員

(挙手) はい。

どうぞ。

あかがね部会としては、品物は持っているのですが、四季菜広場に、その品物が集まらないというのが1番の問題です。

売れる場所に流れてしまいますので、ジャスコや山根のコープなど、インショップの方に多く出回っています。

藤田部会長

今より、生産量が増え、安定的になれば、四季菜広場にも品物が増えるのではないのでしょうか。

神野敬二委員
藤田部会長
神野敬二委員

(挙手) はい。

どうぞ。

こういう事でしょうか。「安心・安全、消費者ニーズに即した作目・品目の導入指導の強化、生産技術の確立・生産体制の充実に向けた支援策の強化を図る事」

鴻上孝志委員
藤田部会長
鴻上孝志委員

(挙手) はい。

どうぞ。

あかがね市は、作物を持って行っても、その日に売れ残ったものがあれば引き取らなければいけないので、特徴があるものでなければ大変だと思います。

神野敬二委員
藤田部会長
神野敬二委員

(挙手) はい。

どうぞ。

直販所に出品した作物が余っても、それを加工品にするなどして、お金の換えられるようにすればいいと思います。それについては(2) 地元農産物及び加工品のブランド化についてとあります。

鴻上孝志委員
藤田部会長

(挙手) はい。

どうぞ。

鴻上孝志委員

神野敬二委員が言われるように、持って行って残った物も、全てお金に換わればいいですが、まだ、そこまでの体制はありません。

小野輝雄委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

小野輝雄委員

あかがね市に出品しても、3分の1は売れ残るとして、それを分かって、覚悟の上で、皆さんが、どんどん出品してくれれば、品物が集まり、結果的に安定供給に繋がります。

しかし、出品者が出品した物全てを、売り切ろうとすると、必然的に売れ残った分、次回出品時に減らしますので、徐々に品数が少なくなってしまう。

白鳥誠二委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

白鳥誠二委員

あかがね市のインショップにつきましても、店側の対応ですので、近くに大きなディスカウントストアなどが出来ると、売り上げが落ちるのは当然の事です。

1番問題なのは四季菜広場に品物が集まらない事です。それは何が原因かと言いますと、四季菜広場の存在を知らない人が多い、場所も悪いという事です。農協の裏にあり、道路からは見えません。人目に付く位置でなければ駄目だと思います。

資金の事などもありますし、場所の移動は出来ないのかもしれませんが、今のままでは、あかがね市の売り上げが今以上に上がる事は無いと思います。

あかがね市以外の店舗や産直市に出品されている人もいますので、作物が無いわけでは無いのです。あかがね市に集まらないのは、売れる環境が無いから集まらないのです。

今、あかがね市に出品されている方は、昔からコツコツとあかがね市を盛り上げようと育てていっている非常に大事な生産者の方達です。インショップなど他に出品されている方は、あかがね市に対する考えが、そこまで無い方だと思います。

その大事な生産者の方々の意欲を削がないように、あかがね市四季菜広場には特に頑張っていたいただきたいと思います。

藤田部会長

直販所の更新はできるのでしょうか。

小野輝雄委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

小野輝雄委員

あかがね市四季菜広場は、国のお金が入っているので、他の店舗を増やす事は出来ても、その場所から移動をさせたり、辞める事は出来ません。決まった期間が終了するまでは、その場所での営業を必ず続けたいといけないのです。

白鳥誠二委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

白鳥誠二委員

私が言いたかったのは、インショップに頼らずに、あくまでも農協さん独自の場所で、売り上げを上げる事を考えて頂きたいという事です。

藤田部会長

白鳥誠二委員の言う様に、物が集まり人が来るところでは、売

れます。他の直販所を見てもそれは明らかです。

特に新居浜市の方は、消費者意識が高いので、物が集まる所に行きますから、そこそこに供給者がいるのであれば、品数もありますし、それが多品目であればより集客を見込めます。

続きまして、3. 有害鳥獣駆除対策の強化について、ご意見等ございませんか。

神野敬二委員
藤田部会長
神野敬二委員

(挙手) はい。

どうぞ。

有害鳥獣に対しては、ある程度の補助金が、今も出ていますが、「有害鳥獣がこれ以上増えない捕獲奨励措置を、今以上に強化する事」。

今は、イノシシを獲れば、全部で最高80万出ますが、その上限を上げてはどうでしょうか。

今治では、1頭につき1万円で上限1,000万円と聞いております。

獲ったら獲っただけ、お金になれば皆さんの考え方も変わってくるのではないのでしょうか。

野口徹司委員
藤田部会長
野口徹司委員

(挙手) はい。

どうぞ。

補助金の上限を上げるにしても、資格がなければ、獲れないので、狩猟免許保持者を増やさなければいけないと思います。

狩猟免許については(3)にあります。猟友会の会員でなければ免許取得ができないなどの決まりはないのでしょうか。

藤田部会長

岡田雅夫委員
藤田部会長
岡田雅夫委員
神野敬二委員
藤田部会長
神野敬二委員

(挙手) はい。

どうぞ。

狩猟免許を持っている人が猟友会の会員となります。

(挙手) はい。

どうぞ。

前にも言いました様に、農家さんは、箱わなは免許が必要なので、設置できませんが、囲いわなは猟期中であれば設置できます。仮に竹などで、囲いわなを作っていて設置する事はできます。そこに掛かったイノシシを止めさしをするには、猟友会の方に頼まなければいけません。

駆除になれば、免許が必要ですので、(3)にあるように免許取得・更新に掛かる費用の助成があればいいと思います。

高橋征三委員
藤田部会長
高橋征三委員
神野敬二委員
藤田部会長
神野敬二委員

(挙手) はい。

どうぞ。

狩猟免許をとれば、猟期は関係なくなるのでしょうか。

(挙手) はい。

どうぞ。

猟期はありますが、猟友会は駆除という形で年間通して活動してくれています。

猟友会のメンバーの中でも、「免許を持っている人には駆除の免許をしっかりと出す」新居浜市議会が決めて認定しているので、そういった施策をしたらいいと思います。

小野輝雄委員
藤田部会長
小野輝雄委員

(挙手) はい。
どうぞ。

先日の新聞に、どこかの市では、農林水産課に配属になった職員は必ず狩猟免許をとると載っていました。それでしたら、狩猟免許保持者が増えますので、それも1つの良い案だと思います。

神野敬二委員
藤田部会長
神野敬二委員

(挙手) はい。
どうぞ。

私は、鉄砲の免許が必要なのではなく、今、出てきているイノシシを捕まえればいいと思います。

山の中に犬を放して、鉄砲で撃たなくても、出てきているイノシシを捕まえるだけでもかなりの数になりますので、被害は抑えられると思います。

野口徹司委員
藤田部会長
野口徹司委員
神野敬二委員
藤田部会長
神野敬二委員

(挙手) はい。
どうぞ。

免許は鉄砲と箱わなと2種類いるのですか。

(挙手) はい。
どうぞ。

はい。鉄砲と箱わなと2種類あります。箱わなに関しては、農家の方でも取得でき、免許が取れば、自分でわなを設置する事が出来ます。

猟友会の方は犬を放しての狩猟をしますので、犬が箱わなにかかってしまう事もあり、狩猟期間中の設置を嫌がります。

11月15日から翌年の3月15日までの猟期中は、箱わなは猟友会の許可がなければ設置できませんが、それ以外の時期でしたら、自分の作物や農地を守るために箱わなの設置が出来ます。

その為に、去年は箱わなを35基購入しましたが、それでは増加している個体数を減らすには足りませんし、全てのわなにかかる訳ではないですので、難しいところです。

小野雄基委員
藤田部会長
小野雄基委員
神野敬二委員
藤田部会長
神野敬二委員
小野輝雄委員
藤田部会長
小野輝雄委員

(挙手) はい。
どうぞ。

今年は、箱わなでどれくらいの頭数が獲れたのですか。

(挙手) はい。
どうぞ。

50頭以上は獲れています。

(挙手) はい。
どうぞ。

年間200頭とれたとしても、増え続ける個体数を減らすには間に合いません。

小野雄基委員
藤田部会長
小野雄基委員

(挙手) はい。
どうぞ。

年々、イノシシの個体数は増え、被害も増えているのだから、年間を通してわなを仕掛けられるようにしてもらいたいです。ウリボウも、7カ月すれば子供を産むようになるので、ウリボウの時に獲っておくほうがいいと考えれば、猟期だけでは、とてもじゃないけど間に合いません。

神野敬二委員 やはり、(3)にあるように、狩猟免許を取ってもらうのが良いと思いますので、それに対する補助をどれだけ出してもらえるようにするかが、大事になります。

免許取得費用として3万円程度掛かりますので、半分くらいの補助を、新居浜市独自の補助として出せるようになればいいと思います。

藤田部会長 参考までに伺います。狩猟免許は、毎年更新があるのでしょうか。こういったシステムになっているのですか。

神野敬二委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

神野敬二委員 毎年、猟期が始まる時に申請し、その際2万円程度掛かります。その申請を出せば、1年間は狩猟できるようになります。申請を行わなければ、駆除等も一切できません。

また、3~4年ごとに、県の方から再教育の勉強会があります。イノシシについては、国の所有物に当たりますので、狩猟する為には県に2万円程度払わなければいけないのです。

藤田部会長 私的な物でなく、有害鳥獣駆除としてなら、費用が掛からないという様な定義は無いのでしょうか。

神野敬二委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

神野敬二委員 駆除も狩猟の延長にあるとされていますので、費用免除にはなりません。

私が免許を取ったのも、自分の畑を守るためです。駆除の免許だけ費用が掛からず取れるようになれば、ありがたいと思います。

今は、猟友会だけに頼って自分の農地を守れなくなってきましたので、農家さんが自ら免許を取って、農地を守らないといけない時代になって来ていると思います。

有害鳥獣被害は増加していますので、国の対応も必要ですが、その対応を待っているだけでなく、自分達で行動する事も必要です。

神野幸雄委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

神野幸雄委員 以前から論議はあった事ですが、猟友会の事務局の方・行政・農家さん間で、もっとコミュニケーションを図り、お互いの考えや要望を理解した上で、効率よく行動がとれるようにしないとと思います。

神野敬二委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

神野敬二委員 先日、西条市大谷地区の方と話をする機会があり、聞いたのですが、大谷地区では、自治会の中で対策班を起して、10人位の中で、免許も取り、市や県とも話をし、有害鳥獣対策に対応しているそうです。新居浜市でも、大谷地区をお手本にして、こういった自分達での対策もしていく方がいいと思います。

藤田部会長 続きまして、4. 農業生産基盤の整備について、何かご意見等

ございませんか。

岡田雅夫委員
藤田部会長
岡田雅夫委員

(挙手) はい。
どうぞ。

改良区関係の人からの要求が大きいものですが、改良区に降りてくる補助金が少なく、農道・水路の整備をしたくても、どうにもならないという事です。

吉岡泉土地改良区を見ても、以前は県と市から1,000万円近く降りていたのが、今は、市からの300万円のみと減っています。水路補修に掛かる費用は、1m3万円ですので、今のままでは、補修が追いつきません。水路など、トラクターが当たるとすぐ欠けてしまいますので、欠いた本人が直しているのが現状です。

このことは補助金をどうにかしないと、老朽化が進むばかりで、どうにもなりません。

どうにか、補助金が降りてくるように研究して、農道・水路の補修が出来るようにしてもらいたいです。

神野幸雄委員
藤田部会長
神野幸雄委員

(挙手) はい。
どうぞ。

岡田雅夫委員さんが言われたように、改良区は、どこも予算不足で困っています。

一昨年、改良区の予算要望を市長と直接会い、お願いもしました。

1年間の予算額は5,000万円くらいです。それを20の土地改良区に分けますと、1改良区に降りる補助金は、微々たるものになります。

農道・水路は平成17年から、財産管理者が国から市に委譲され、その管理は土地改良区がしています。管理はしていますが、市の財産なので、老朽化の補修などは、市から予算を出してもらわないと困ります。

それに対して、市道は13年間で10億円の予算が付いて工事や整備が行われました。それが終わると、毎年3億円ずつ道路課に舗装予算として降りています。

同じ市の財産なのに、農道は補修整備されていないところも多くあります。

また、農道・水路の補修に、総合開発の関係から2割負担が掛かる土地改良区が10あります。総合開発をしたか、していないかで、土地改良区の中でも格差が出てきていまして、それも問題となっています。

4. の建議書の文言等は、現状や要望がしっかり書かれており、これでいいと思います。

藤田部会長
神野幸雄委員
藤田部会長
神野幸雄委員

1. から4. の中で、他にご意見等はございませんか。
(挙手) はい。

どうぞ。

1. の四季菜広場について場所の問題が出ていましたが、四季菜広場には、補助が2,000万円出ており、場所を動かさない

との事でした。

また、予算が付いた以上、あかがね部会員の生産物を販売する事が条件となっていて、市外・県外の物を取り寄せて置けたらいいと思うのですが、それも出来ません。この事は、平成16年の災害時に作物にも影響が大きく、本省へ行き、掛け合いましたが、あかがね部会員の生産物以外の販売は条件に反するようで、だめでした。

先日も、せめて県内での生産物を置かせてもらわないと、四季菜広場が駄目になるとお話ししましたが、望んだ返答はいただけませんでした。

四季菜広場のみで、1日35万円の売り上げが取れなければ、赤字となります。こういった状況の中で、どうして行けば四季菜広場の現状打破ができ、継続できるのか、辛辣な問題です。

藤田部会長

ありがとうございました。

3月の部会までに、今日皆さんが言って下さった意見を取り入れ、原案を修正し、また皆さんにお示ししたいと思います。具体的な文章の表現などについては、3月の部会で再度検討し、農政部会としての案を決定したいと思います。

その後、3月25日の総会に諮る予定にしておりますので、ご協力よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成23年第2回新居浜市農業委員会農政部会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

15時40分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会農政部会

部会長

委員

委員